

新型コロナウイルス感染症に関する
和歌山市シルバー人材センターの危機管理（業務継続計画）について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症は、国内全県において感染者が出るまでに広がり、この未知なるウイルスから、大切な命を守るため、「感染しない」、「感染させない」という強い意識を持って感染防止に取り組むことが重要となっている。

当センターは、高齢者に就業の機会を提供し、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、安全に継続的な事業運営を行うにあたり、安心感を持って事業遂行するための対策が急務となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動はもとより日常生活へのダメージは大きく、地域社会の混乱を招かないためには、社会生活を維持するための一定の機能は継続して行く必要がある。

当センターの業務の性格と感染症の特徴等を踏まえ、会員や就業関係者をはじめ、地域社会への影響を最小化する観点から、次のとおり当センターとしての危機管理（業務継続計画）の徹底を図る。

2 基本的な考え方

(1) 自己管理の徹底

シルバー人材センターの会員は、原則60歳以上で、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重症化するリスクが高い年齢層(高齢者等)に重なっていることから、会員一人一人が、感染防止のため、日常から極めて高い緊張感をもって体調管理を行うことが重要である。

⇒ 自己管理の対応

(2) 和歌山市シルバー人材センター業務継続計画による対応

会員及び関係者の感染予防を前提として、可能な限り業務を急減することなく、状況に応じた適切な対応を要することが重要である。

⇒ 和歌山市シルバー人材センター危機管理体制（業務継続計画）【別表1参照】

(3) センター事務局による適切な対応体制の確保

センター事務局は、会員及び職員並びに関係者の安心感を確保するため、新型コロナウイルス感染症に関する情報の確保と適切な対応に努めることが重要である。

⇒ 連絡体制の確保

3 事態の把握（考え方）エリア：和歌山市域

(1) 感染の進展

発生早期 ⇒ 感染拡大期 ⇒ 蔓延期 ⇒ 小康期

(2) 感染のエリア

個人 ⇒ 家族等 ⇒ クラスター(複数点及び線・班等) ⇒ 地区(職群等) ⇒ 全域(シルバー人材センター)

4 感染の想定

(1) 就業会員感染 会員又はその家族 ⇒ 班員等 ⇒ 職群等 ⇒ シルバー人材センター全体

- (2) 就業先感染 就業先又はその家族等関係者
- (3) エリア感染 市域内等（感染拡大期等）

5 危機管理体制
別表1のとおり

6 新型コロナウイルス感染症への対応策

(1) 新型コロナウイルス感染症感染防止に関する情報の収集と共有

- ア 国、県、市の情報の収集
- イ 会員及び就業先等の情報の収集等

(2) 新型コロナウイルス感染症感染の予防策の徹底

- ア 対応策の策定
危機管理体制（別表1）の対応策に基づき、各々策定する。
 - ・各委員会又は職群レベル ⇒ 逐次対応策の検討
 - ・業務各班レベル ⇒ 逐次対応策の検討
 - ・個別就業その他 ⇒ シルバー事務局の検討

- イ 対応策の実施
就業ごとの対応策の実施

(3) 業務継続計画に基づく対応

会員をはじめとした関係者の感染予防を前提として、業務継続計画（別表1）に基づき、可能な限り業務を急減することなく、状況に応じた適切な対応が重要である。

ア 感染状況ごとの対応

区分	該当区分	対応策
感染等なし	(I)	新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する情報の収集と共有 ・感染防止対策の徹底 ⇒ 就業前の体調、感染防止等のチェック
感染等あり	(II)	・会員就業停止等の判断 ⇒ 就業の可否（就業間隔や人員の調整など）
	(III)	就業先の関係者チェック（感染状況等の確認）
	(IV)	・同上 ・就業班等の態勢の調整 ⇒ 班の就業の可否（就業間隔の調整、休止など）
	(V)	・同上 ・就業職群等の態勢の調整 ⇒ 職群の就業の可否（就業間隔の調整、休止など）
	(VI)	・就業の調整 ⇒ 全域の就業の可否（就業間隔の調整、休止など）

イ 業務における3密（密集・密閉・密接）度合いの把握

会員が行う業務は、屋内、屋外をはじめ就業先によって環境や作業内容が異なることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を図るために、次の項目を考慮して各業務の3密度合いを把握し、業務の継続、休止、中断等について適切に判断すること。

【3密（密集・密閉・密接）の度合い判断の基本的な考え方】（大まかな目安）

	ランク	
① 室内等の密閉空間における密接度と密集度	⇒ A	
② 一定の換気ができる空間における密接度と密集度	⇒ B	
③ 戸外作業における密接度と密集度	⇒ C	

※ 上記A、B、Cのランクは、3密の度合いを表したもので、感染の度合いを表したものではありません。

ウ 新型コロナウイルス感染症の広域的な発生を想定し、利用者等（訪問又は就業先）について、次により区分整理すること。

- ① 従来どおりの頻度で就業する利用者等
- ② 就業間隔を調整できる可能性のある利用者等
- ③ 就業を休止できる可能性のある利用者等

エ 関係者が感染症に罹患した場合の就業の対応

- ① 就業会員やその家族が罹患した場合
⇒ 罹患者本人の就業制限等 ⇒ 就業先への代替者の選定
- ② 利用者等に感染者が出た場合
⇒ 当該利用者等の就業の停止等
- ③ 多数の就業会員が感染症又は濃厚接触者となった場合
 - ・ 利用者等の特定の就業先での発生の場合 ⇒ 利用者等の就業停止等
 - ・ 一定のエリア又は職群等での発生の場合 ⇒ エリア又は当該業務の停止等
 - ・ 多発的複数の（クラスター）発生 ⇒ シルバー人材センター業務の全面停止等

オ 厚生労働省の対策及びシルバー人材センターからの留意事項等の遵守

会員が行う業務において、密閉・密接・密集の3密の状態が想定されるときは、厚生労働省の感染症の拡大防止の対策及びシルバー人材センターからの留意事項等を遵守して業務にあたること。

※【濃厚接触者】：必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

※【シルバー人材センターからの留意事項】

会員等の関係者においては、次に事項について十分留意してください。

- ① 就業に際しては、3密の度合いに留意の上、感染防止に努めること。
- ② 会員及び地域の感染の状況等を踏まえ、就業形態の見直し等を図ること。
- ③ 感染事例が発生したとき等は、業務継続計画等に基づき対応すること。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る個人情報については、個人情報保護等の観点から、その取り扱いには十分注意が必要である。

和歌山市シルバー人材センター危機管理体制（業務継続計画）

市内発生段階	状態
発生早期	市内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、疫学調査で接触歴が追える状態
感染拡大期	市内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、疫学調査で接触歴が追えなくなったが、入院による感染拡大防止の効果が認められ、入院措置が継続されている状態
蔓延期	入院による感染拡大防止効果が認められなくなり、入院措置が解除された状態
小康期	新型コロナウイルス感染症の患者が減少し、低い水準にとどまっている状態



シルバー人材センター事態想定			シルバー人材センター対応策	区分	
会員又はその家族	就業先又はその家族等関係者	エリア想定			
感染等なし			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止策の喚起徹底 ・国、県、市の注意喚起 	(I)	
感染又はその疑い		市域内での感染	個別発生	<ul style="list-style-type: none"> ・会員就業停止等 ⇒ 対応策 ・会員及び就業先 ⇒ 関係者チェック(PCR 検査等) 	(II)
			複数点で発生	・同上	(III)
		複数事例	線の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・班 ⇒ 対応策 	(IV)
			地区で発生	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・職群 ⇒ 対応策 	(V)
			全域発生	・シルバー人材センター全体 ⇒ 対応策	(VI)

【参考】 和歌山市シルバー人材センター事務局
新型コロナウイルス感染症における危機管理体制（業務継続計画）

1 危機管理の方針（基本方針）

(1) 職員の感染防止対策の徹底（自己管理の徹底）

職員は、大切な命を守るため、日頃から「感染しない」、「感染させない」という強い意識と緊張感を持って体調管理を行い、感染防止に取り組むことが重要である。

※ 特に、会員は、罹患した場合に重症化するリスクが高い年齢層（概ね60歳以上）に重なっていることから、日頃から極めて高い感染防止対策が重要である。

(2) 状況に応じた業務体制の確保

職員、会員及び関係者の感染予防を前提として、可能な限り業務を急減することなく、状況に応じた適切な対応を要することが重要である。

(3) センター事務局による適切な対応体制の確保

センター事務局は、職員及び会員並びに関係者の安心感を確保するため、新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び適切な対応に努めることが重要である。

2 センター事務局における感染予防について

(1) 職員の感染防止

ア 日常的な感染予防の徹底

職員の手洗い、マスク着用やアルコール消毒の励行

イ 就業時の感染予防

① 予防管理

職場入場前（出勤時 外勤後その他） ⇒ マスク着用・アルコール消毒

② 体調（症状）の確認（チェック）

出勤時 ⇒ 発熱、せき等のチェック ※体温の確認（自宅可）

(2) 職域の感染防止

職域において「密集・密閉・密接」の「3つの密」にならないような対策（環境整備・行動制限）を実施する。

ア 来客関係

① マスク着用やアルコール消毒 ⇒ チェック

② 発熱、せき等の有無 ⇒ チェック

イ 職場環境

① 換気の励行（1時間に2回程度）

② ソーシャルディスタンスの確保（人との間隔は、できるだけ2m（最低1m））

③ 人と人との対面する場所は、パーテーション（アクリル板等）などで遮蔽

④ 近距離での会話や発声の抑制

⑤ 職場内で多数の者が触れることがある物品、機器等について、こまめな消毒

3 今後の対応《事態の重度化の推移に伴う対応》

(1) 基本の対応プロセス

接触機会の縮小 ⇒ 接触の回避

◎ 接触機会の縮小

《例》・ 職員等 出勤日の調整
・ 職場 会員報告書受取 ⇒ 事務所入り口付近（短時間）
会員協議 ⇒ 電話等

◎ 接触の回避

《例》・ 職員等 事務所内 ⇒ 人員数の最小化
・ 職場 会員報告書受取 ⇒ 郵送等

(2) 業務の優先度の判断

事態の状況に応じて、業務の縮小、休止、中断等の判断をする。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る個人情報については、個人情報保護等の観点から、その取り扱いには十分注意が必要である。

令和2年10月20日

新型コロナウイルス感染症に関する
和歌山市シルバー人材センターの危機管理（業務継続計画）について【概要】

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症は、国内全県において感染者が出るまでに広がり、この未知なるウイルスから、大切な命を守るため、「感染しない」、「感染させない」という強い意識を持って感染防止に取り組むことが重要となっていることから、当センターの業務の性格と感染症の特徴等を踏まえ、会員や就業関係者をはじめ、地域社会への影響を最小化する観点から、次のとおり当センターとしての危機管理の徹底を図る。

2 基本的な考え方

(4) 自己管理の徹底

シルバー人材センターの会員は、原則60歳以上で、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重症化するリスクが高い年齢層（高齢者等）に重なっていることから、会員一人一人が、感染防止のため、日常から極めて高い緊張感をもって体調管理を行うことが重要である。

(5) 和歌山市シルバー人材センター業務継続計画による対応

会員及び関係者の感染予防を前提として、可能な限り業務を急減することなく、状況に応じた適切な対応を要することが重要である。

⇒ 別表1（業務継続計画）参照

(6) センター事務局による適切な対応体制の確保

センター事務局は、会員及び職員並びに関係者の安心感を確保するため、新型コロナウイルス感染症に関する情報の確保と適切な対応に努めることが重要である。

3 新型コロナウイルス感染症への対応策

(1) 業務における3密（密集・密閉・密接）度合いの把握

就業先によって環境や作業内容が異なることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を図るために、次の項目を考慮して各業務の3密度合いを把握し、業務の継続、休止、中断等について適切に判断すること。

【3密（密集・密閉・密接）度合い判断の基本的な考え方】（大まかな目安）

④ 室内等の密閉空間における密接度と密集度	ランク ⇒ A	
⑤ 一定の換気ができる空間における密接度と密集度	⇒ B	
⑥ 戸外作業における密接度と密集度	⇒ C	

(2) 感染症の感染拡大を想定し、利用者等（訪問又は就業先）について、次により区分整理すること。

④ 従来どおりの頻度で就業可能な利用者等

- ⑤ 就業間隔を調整できる可能性のある利用者等
- ⑥ 就業を休止できる可能性のある利用者等

(3) 関係者が感染症に罹患した場合の就業の対応

ア 就業会員やその家族が罹患した場合

⇒ 罹患者本人の就業制限等 ⇒ 就業先への代替者の選定

イ 利用者等に感染者が出た場合

⇒ 当該利用者等の就業の停止等

ウ 多数の就業会員が感染症又は濃厚接触者となった場合

- 利用者等の特定の就業先での発生の場合 ⇒ 利用者等の就業停止等
- 一定のエリア又は職群等での発生の場合 ⇒ エリア又は当該業務の停止等
- 多発的複数の(クラスター)発生 ⇒ シルバー人材センター業務の全面停止等

(4) 厚生労働省の対策及びシルバー人材センターからの留意事項等の遵守

会員が行う業務において、密閉・密接・密集の3密の状態が想定されるときは、厚生労働省の感染症の拡大防止の対策及びシルバー人材センターからの留意事項等を遵守して業務にあたること。

※【濃厚接触者】：必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。

※【シルバー人材センターからの留意事項】

会員等の関係者においては、次の事項について十分留意してください。

- ① 就業に際しては、3密の度合いに留意の上、感染防止に努めること。
- ② 会員及び地域の感染の状況等を踏まえ、就業形態の見直し等を図ること。
- ③ 感染事例が発生したとき等は、業務継続計画等に基づき対応すること。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る個人情報については、個人情報保護等の観点から、その取り扱いには十分注意が必要である。